

議案第171号

淀川左岸線（2期）3工区障害物等撤去工事請負契約締結について

淀川左岸線（2期）3工区障害物等撤去工事請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|--|-----------|
| 1 | 工 事 概 要 | 障害物等撤去工事 | 一式 |
| | | 延長 | 1,193メートル |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪府中央区北久宝寺町3丁目6番1号
鴻池・浅川特定建設工事共同企業体
構成員 株式会社 鴻池組
株式会社 浅川組 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 1,039,280,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和3年12月28日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪府北区中津2丁目、中津3丁目、中津4丁目、豊崎6丁目
及び豊崎7丁目 | |

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

淀川左岸線（2期）3工区障害物等撤去工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。